

令和6年12月2日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和6年12月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第82号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1頁
議案第83号	特別職員の給与に関する条例の一部改正について	3頁
議案第84号	一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	5頁
議案第85号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	27頁
議案第86号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	36頁
議案第87号	一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例等の一部改正について	39頁
議案第88号	一宮市保育所条例の一部改正について	45頁
議案第89号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	47頁
議案第90号	一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	53頁
議案第91号	一宮市児童厚生施設条例の一部改正について	56頁
議案第92号	一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	58頁
議案第93号	一宮市自転車駐車場条例の一部改正について	60頁
議案第94号	一宮市立学校施設使用条例の一部改正について	63頁
議案第95号	大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	65頁
議案第96号	一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結について	66頁
議案第97号	一宮市民会館特定天井等改修電気設備工事の請負契約の締結について	67頁
議案第98号	平島公園野球場スコアボード改修電気設備工事の請負契約の締結について	68頁

議案第99号	小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について	69頁
議案第100号	和解及び損害賠償の額の決定について	70頁
議案第101号	和解及び損害賠償の額の決定について	71頁
議案第102号	ツインアーチ138の管理に係る指定管理者の指定について	72頁
議案第103号	令和5年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について	73頁
議案第104号	令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について	74頁
承認第3号	専決処分の承認について	75頁
報告第26号	専決処分の報告について	92頁

議案第82号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

人事院勧告に準じて、市議会議員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

人事院勧告に準じて、特別職員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第84号

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

人事院勧告に準じて職員の給与を改正するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 略</p>

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 (円)								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				

	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	301,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800

47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	
102	246,100	269,300	303,700		

	103	246,400	269,600	304,000		
	104	246,700	269,900	304,300		
	105	246,900	270,100	304,600		
	106	247,200	270,300	305,000		
	107	247,500	270,600	305,300		
	108	247,700	270,800	305,700		
	109	247,900	271,100	306,000		
	110	248,200	271,400	306,400		
	111	248,500	271,700	306,800		
	112	248,700	271,900	307,100		
	113	248,900	272,100	307,300		
	114	249,200	272,400	307,600		
	115	249,500	272,600	307,900		
	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	

	48	398,800	457,700	510,200	564,200	
	49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	
	51	400,400	462,400	514,300	567,000	
	52	400,900	464,000	515,600	567,900	
	53	401,400	465,600	516,600	568,700	
	54	401,800	466,800	517,900	569,600	
	55	402,200	468,000	519,200	570,500	
	56	402,600	469,100	520,500	571,400	
	57	403,000	470,100	521,500	572,300	
	58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		476,900	528,700		
	67		477,500	529,400		
	68		478,100	530,300		
	69		478,400	531,200		
	70		479,000	532,000		
	71		479,700	532,900		
	72		480,400	533,800		
	73		480,800	534,600		
	74		481,400	535,500		
	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額 (円)							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	

51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
86		294,100	330,400	351,200			
87		294,300	330,600	351,500			
88		294,500	330,900	351,800			
89		294,900	331,300	352,200			
90		295,100	331,700	352,500			
91		295,300	332,000	352,800			
92		295,500	332,300	353,100			
93		295,900	332,600	353,500			
94		296,100	332,800	353,800			
95		296,300	333,200	354,100			
96		296,600	333,500	354,400			
97		296,900	333,700	354,700			
98		297,100	334,000	355,100			
99		297,300	334,300	355,500			
100		297,600	334,600	355,900			
101		297,900	334,800	356,400			
102		298,100	335,100	356,800			
103		298,300	335,400	357,200			
104		298,600	335,600	357,600			
105		298,900	335,800	358,100			
106			336,000				
107			336,400				
108			336,600				
109			336,800				
110			337,200				

	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500

47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500			
95	290,800	321,100	354,100	371,900			
96	291,400	321,700	354,700	372,200			
97	292,000	322,200	355,100	372,800			
98	292,500	322,500	355,500	373,300			
99	293,000	323,100	356,000	373,800			
100	293,500	323,700	356,400	374,300			
101	294,000	324,100	356,900	374,900			
102	294,500	324,700	357,300	375,400			

103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			

	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
	170							
	171							
	172							
	173							
	174							
	175							
	176							
	177							
	178							
	179							
	180							
	181							
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

第2条 一宮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>	<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>

<p>在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 法第3条第1項の規定により採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

号給	給料月額
1	<u>380,000円</u>
2	<u>427,000円</u>
3	<u>477,000円</u>
4	<u>539,000円</u>
5	<u>615,000円</u>
6	<u>718,000円</u>
7	<u>839,000円</u>

改正案

号給	給料月額
1	<u>392,000円</u>
2	<u>440,000円</u>
3	<u>492,000円</u>
4	<u>555,000円</u>
5	<u>634,000円</u>
6	<u>740,000円</u>
7	<u>864,000円</u>

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の表の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第15条の6第2項及び第3項並びに第16条第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和6年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条文の整備を行うため、本案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一宮市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 一宮市個人情報保護法施行条例(令和4年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(罰則) 第7条 前条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第7条 前条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第15条の6 略 第15条の7 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止められた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第15条の8 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期	(期末手当) 第15条の6 略 第15条の7 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第15条の8 略

<p>末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号の規定に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～5 略</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員退隠料条例の一部改正)

第3条 職員退隠料条例(大正10年一宮市議決)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第8条 退隠料ヲ受クル者ニシテ次ニ掲クル事項ノ一ニ該当スルトキハ退隠料ヲ受クルノ権利ヲ失フモノトス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 2年ヲ超ユル<u>懲役又ハ禁錮</u>ニ処セラ</p>	<p>第8条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 2年ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ニ処セラ</p>

<p>レタトキ</p> <p>(3) 在職中ノ犯罪行為ニ依リ<u>禁錮</u> 以上ノ刑ニ処セラレ其ノ裁判確定シタルトキ</p> <p>第10条 退隠料ヲ受クル者<u>禁錮</u> 以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ裁判確定シタル時ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クル事ナキニ至ル迄ノ間退隠料ノ支給ヲ停止ス但シ刑ノ執行ヲ猶予セラレタル者其ノ言渡ヲ取消サルル事ナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ処刑ノ宣告ヲ受ケタルトキニ遡リテ退隠料ヲ支給ス</p>	<p>レタトキ</p> <p>(3) 在職中ノ犯罪行為ニ依リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレ其ノ裁判確定シタルトキ</p> <p>第10条 退隠料ヲ受クル者<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ裁判確定シタル時ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クル事ナキニ至ル迄ノ間退隠料ノ支給ヲ停止ス但シ刑ノ執行ヲ猶予セラレタル者其ノ言渡ヲ取消サルル事ナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ処刑ノ宣告ヲ受ケタルトキニ遡リテ退隠料ヲ支給ス</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市職員の退職手当に関する条例(昭和31年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u> 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受け</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 略</p>

た者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略
(退職をした者の退職手当の返納)
第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略
(退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略
2・3 略
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたこ

(2)・(3) 略
2～6 略
(退職をした者の退職手当の返納)
第15条 略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略
(退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略
2・3 略
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたこ

とを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	とを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市障害者手当支給条例の一部改正)

第5条 一宮市障害者手当支給条例(昭和46年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(支給の停止) 第9条 受給者が禁錮 ^こ 以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの期間は、手当の支給を停止する。	(支給の停止) 第9条 受給者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの期間は、手当の支給を停止する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第6条 一宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(令和2年一宮市条例第64号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役 ^こ 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市屋外広告物条例の一部改正)

第7条 一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役 ^こ 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市消防団条例の一部改正)

第8条 一宮市消防団条例(昭和25年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 一宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年一宮市条例第46号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(報償金支給の制限)</p> <p>第6条 報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(報償金支給の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期

禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた者は、第2条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例第15条の8第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員退隠料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した罪につき禁錮以上の刑の宣告を受けた者は、第3条の規定による改正後の職員退隠料条例第10条の規定の適用については、拘禁刑以上の刑の宣告を受けた者とみなす。

(一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一宮市職員の退職手当に関する条例第13条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)の施行に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年一宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該

賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

議案第87号

一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例等の一部改正について

一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令(平成20年政令第120号)の一部改正に伴い、退隠料及び扶助手の最低保障額並びに扶助手に係る寡婦加算額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例(昭和41年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例)</p> <p>第3条 退隠料又は扶助料で、<u>平成12年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 <u>平成12年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例)</p> <p>第3条 退隠料又は扶助料で、<u>令和6年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 <u>令和6年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料	金額
65歳以上の者に給する退隠料	<u>1,132,700円</u>
65歳未満の者に給する退隠料	<u>849,500円</u>
扶助料	<u>792,000円</u>

改正案

退隠料又は扶助料	金額
65歳以上の者に給する退隠料	<u>1,163,300円</u>
65歳未満の者に給する退隠料	<u>872,400円</u>
扶助料	<u>813,400円</u>

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条

例(昭和51年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (扶助料の年額に係る加算の特例)	付 則 (扶助料の年額に係る加算の特例)
第3条 職員遺族扶助料条例(大正10年第13号議決。以下「第13号議決」という。)第2条第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>267,500円</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>152,800円</u> (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>152,800円</u>	第3条 略 (1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>273,900円</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>156,400円</u> (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>156,000円</u>
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成12年一宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (退隠料等の年額の改定)	付 則 (退隠料等の年額の改定)
第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、 <u>平成12年4月分</u> 以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する	第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、 <u>令和6年4月分</u> 以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する

<p>条例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。</p> <p>付則別表(付則第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>条例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。</p> <p>付則別表(付則第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
<u>1, 144, 100</u>	<u>1, 147, 000</u>	<u>2, 640, 200</u>	<u>2, 646, 800</u>
<u>1, 194, 800</u>	<u>1, 197, 800</u>	<u>2, 728, 400</u>	<u>2, 735, 200</u>
<u>1, 246, 900</u>	<u>1, 250, 000</u>	<u>2, 780, 300</u>	<u>2, 787, 300</u>
<u>1, 298, 500</u>	<u>1, 301, 700</u>	<u>2, 930, 700</u>	<u>2, 938, 000</u>
<u>1, 351, 200</u>	<u>1, 354, 600</u>	<u>3, 005, 400</u>	<u>3, 012, 900</u>
<u>1, 383, 900</u>	<u>1, 387, 400</u>	<u>3, 083, 200</u>	<u>3, 090, 900</u>
<u>1, 416, 800</u>	<u>1, 420, 300</u>	<u>3, 233, 300</u>	<u>3, 241, 400</u>
<u>1, 454, 000</u>	<u>1, 457, 600</u>	<u>3, 384, 500</u>	<u>3, 393, 000</u>
<u>1, 507, 000</u>	<u>1, 510, 800</u>	<u>3, 424, 000</u>	<u>3, 432, 600</u>
<u>1, 552, 700</u>	<u>1, 556, 600</u>	<u>3, 549, 000</u>	<u>3, 557, 900</u>
<u>1, 595, 400</u>	<u>1, 599, 400</u>	<u>3, 726, 400</u>	<u>3, 735, 700</u>
<u>1, 646, 900</u>	<u>1, 651, 000</u>	<u>3, 902, 100</u>	<u>3, 911, 900</u>
<u>1, 698, 900</u>	<u>1, 703, 100</u>	<u>4, 010, 600</u>	<u>4, 020, 600</u>
<u>1, 755, 400</u>	<u>1, 759, 800</u>	<u>4, 116, 400</u>	<u>4, 126, 700</u>
<u>1, 812, 700</u>	<u>1, 817, 200</u>	<u>4, 331, 200</u>	<u>4, 342, 000</u>
<u>1, 884, 000</u>	<u>1, 888, 700</u>	<u>4, 541, 400</u>	<u>4, 552, 800</u>
<u>1, 929, 100</u>	<u>1, 933, 900</u>	<u>4, 582, 700</u>	<u>4, 594, 200</u>
<u>1, 987, 000</u>	<u>1, 992, 000</u>	<u>4, 746, 100</u>	<u>4, 758, 000</u>
<u>2, 043, 600</u>	<u>2, 048, 700</u>	<u>4, 952, 200</u>	<u>4, 964, 600</u>
<u>2, 155, 600</u>	<u>2, 161, 000</u>	<u>5, 157, 200</u>	<u>5, 170, 100</u>
<u>2, 185, 700</u>	<u>2, 191, 200</u>	<u>5, 360, 800</u>	<u>5, 374, 200</u>
<u>2, 272, 100</u>	<u>2, 277, 800</u>	<u>5, 489, 400</u>	<u>5, 503, 100</u>
<u>2, 386, 800</u>	<u>2, 392, 800</u>	<u>5, 626, 300</u>	<u>5, 640, 400</u>
<u>2, 513, 700</u>	<u>2, 520, 000</u>	<u>5, 890, 200</u>	<u>5, 904, 900</u>
<u>2, 578, 500</u>	<u>2, 584, 900</u>		
備考			

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が5,890,200円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

改正案

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
1,147,000	1,178,000	2,646,800	2,718,300
1,197,800	1,230,100	2,735,200	2,809,100
1,250,000	1,283,800	2,787,300	2,862,600
1,301,700	1,336,800	2,938,000	3,017,300
1,354,600	1,391,200	3,012,900	3,094,200
1,387,400	1,424,900	3,090,900	3,174,400
1,420,300	1,458,600	3,241,400	3,328,900
1,457,600	1,497,000	3,393,000	3,484,600
1,510,800	1,551,600	3,432,600	3,525,300
1,556,600	1,598,600	3,557,900	3,654,000
1,599,400	1,642,600	3,735,700	3,836,600
1,651,000	1,695,600	3,911,900	4,017,500
1,703,100	1,749,100	4,020,600	4,129,200
1,759,800	1,807,300	4,126,700	4,238,100
1,817,200	1,866,300	4,342,000	4,459,200
1,888,700	1,939,700	4,552,800	4,675,700
1,933,900	1,986,100	4,594,200	4,718,200
1,992,000	2,045,800	4,758,000	4,886,500
2,048,700	2,104,000	4,964,600	5,098,600
2,161,000	2,219,300	5,170,100	5,309,700
2,191,200	2,250,400	5,374,200	5,519,300
2,277,800	2,339,300	5,503,100	5,651,700
2,392,800	2,457,400	5,640,400	5,792,700
2,520,000	2,588,000	5,904,900	6,064,300
2,584,900	2,654,700		

備考

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が5,904,900円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例付則第3条の規定、第2条の規定

による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例付則第3条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第2条及び付則別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市立浅井中保育園の入所児童及び入所希望児童が減少したこと並びに一宮市立光明寺保育園及び一宮市立里小牧保育園を民間移管することに伴い、これらの園を廃止するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立葉栗保育園	略	
一宮市立光明寺保育園	一宮市光明寺字大条戸135番地	130名
略		
一宮市立浅井保育園	略	
一宮市立浅井中保育園	一宮市浅井町大日比野字東屋敷2415番地	60名
略		
一宮市立玉ノ井保育園	略	
一宮市立里小牧保育園	一宮市木曾川町里小牧字神明東5番地1	70名

改正案

名称	位置	定員
略		
一宮市立葉栗保育園	略	
略		
一宮市立浅井保育園	略	
略		
一宮市立玉ノ井保育園	略	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表一宮市立光明寺保育園の項及び一宮市立里小牧保育園の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

議案第89号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い家庭的保育事業等に係る児童等に対する保育士等の配置基準を変更し、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行により幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)が改正されたことに伴い幼保連携型認定こども園の職員配置の特例期間を延長するため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略</p>	<p>(職員) 第29条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略</p>
<p>(職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>	<p>(職員) 第31条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>
<p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業</p>	<p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略 2 略</p>

<p>所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人以上でなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人以上でなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

の一部改正)

第3条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める員数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人以上でなければならない。</p> <p>(1) 満4歳以上の園児 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第5条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p> <p>3～11 略</p>	<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 満4歳以上の園児 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して<u>6年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第5条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p> <p>3～11 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員の配置)</p> <p>第4条 認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)</p>	<p>(職員の配置)</p> <p>第4条 略</p>

<p>の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、認定こども園の開園時間を通じて常時2人以上でなければならない。</p> <p>(1) 満4歳以上の子ども おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 満4歳以上の子ども おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 5 子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。

も園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第90号

一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により児童発達支援の類型が一元化されたことに伴い、福祉型児童発達支援センターを児童発達支援センターに変更し、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例(昭和39年一宮市条例
第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><u>一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例</u> (設置)</p> <p>第1条 市に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条第1号に定める福祉型児童発達支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。 (事業の内容)</p> <p>第2条の2 支援センターが行う事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 児童発達支援(児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)に係る事業</p> <p>(2) 保育所等訪問支援(児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)に係る事業</p> <p>(3) 障害児相談支援(児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。)に係る事業</p> <p>(定員)</p> <p>第3条 <u>支援センター</u> の定員は、33名とする。 (入所の基準)</p> <p>第4条 支援センターに入所できる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法第27条の規定による措置を受けた者</p> <p>(退所)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所者を退所させることができる。</p>	<p><u>一宮市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例</u> (設置)</p> <p>第1条 市に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条 〃に定める児童発達支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。 (事業の内容)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1) 児童発達支援(児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。第3条において同じ。)に係る事業</p> <p>(2) 保育所等訪問支援(児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)に係る事業</p> <p>(3) 障害児相談支援(児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。)に係る事業</p> <p>(定員)</p> <p>第3条 <u>児童発達支援に係る支援センター</u> の定員は、33名とする。 (入所の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>(退所)</p> <p>第6条 略</p>

(1) <u>児童福祉法第24条の2の規定により</u> 締結した利用契約(次号において「利用 契約」という。)の期間が満了したとき。 (2)・(3) 略	(1) <u>市と</u> 締結した利用契約(次号において「利用 契約」という。)の期間が満了したとき。 (2)・(3) 略
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(公の施設の廃止) 第2条 次の各号のいずれかに該当する公 の施設を廃止しようとするときは、議会に おいて出席議員の3分の2以上の者の同意 を得なければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>一宮市福祉型児童発達支援センター</u> <u>の設置及び管理に関する条例(昭和39年</u> <u>一宮市条例第11号)第2条に定める福祉</u> <u>型児童発達支援センター</u>	(公の施設の廃止) 第2条 略 (1)～(7) 略 (8) <u>一宮市児童発達支援センターの設置</u> <u>及び管理に関する条例</u> (昭和39年 一宮市条例第11号)第2条に定める <u>児童</u> <u>発達支援センター</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市手数料条例の一部改正)

- 一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(手数料の種類、金額等) 第3条 手数料の種類及び金額は、次のとお りとする。 (1)～(28)の3 略 (28)の4 <u>福祉型児童発達支援センター発</u> <u>達検査手数料</u> 1件につき1,000円 (28)の5～(77) 略 2・3 略	(手数料の種類、金額等) 第3条 略 (1)～(28)の3 略 (28)の4 <u>児童発達支援センター発達検査</u> <u>手数料</u> 1件につき1,000円 (28)の5～(77) 略 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

一宮市児童厚生施設条例の一部改正について

一宮市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市立玉野児童遊園を廃止するため、本案を提出する。

一宮市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

一宮市児童厚生施設条例(昭和39年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設置) 第2条 略 2 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】 3 略	(設置) 第2条 略 2 略 【別記 参照】 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市立仮宮児童遊園	略
一宮市立玉野児童遊園	一宮市玉野字渕ヶ巻2392番地
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市立仮宮児童遊園	略
略	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第92号

一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市里小牧子育て支援センターの名称及び位置を変更するため、本案を提出する。

一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例(平成21年一宮市条例第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】	(名称及び位置) 第2条 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市丹陽子育て支援センター	略
略	
一宮市黒田北子育て支援センター	略
一宮市里小牧子育て支援センター	一宮市木曾川町里小牧字神明東5番地1

改正案

名称	位置
略	
一宮市丹陽子育て支援センター	略
一宮市浅井子育て支援センター	一宮市浅井町大日比野字東屋敷2415番地
略	
一宮市黒田北子育て支援センター	略

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市自転車駐車場条例の一部改正について

一宮市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市観音寺駅駐輪場を廃止し、一宮市観音寺駅第1駐輪場及び一宮市観音寺駅第2駐輪場を新設し、並びに自転車駐車場の位置の表記を6箇所変更するため、本案を提出する。

一宮市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

一宮市自転車駐車場条例(昭和50年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係) 【別記 参照】	別表(第2条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市石刀駅西駐輪場	一宮市今伊勢町馬寄字西流19番1
略	
一宮市観音寺駅駐輪場	一宮市観音寺2丁目5番1
略	
一宮市萩原駅第1駐輪場	一宮市萩原町串作字流1130番2
一宮市萩原駅第2駐輪場	一宮市萩原町串作字流1158番2
略	
一宮市竈屋駐輪場	一宮市三条字下沼11番1
一宮市開明駐輪場	一宮市開明字栴井戸18番
略	
一宮市玉ノ井駅第2駐輪場	一宮市木曾川町玉ノ井字新屋敷四ノ切57番
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市石刀駅西駐輪場	一宮市今伊勢町馬寄字西流19番7
略	
一宮市観音寺駅第1駐輪場	一宮市昭和3丁目100番5
一宮市観音寺駅第2駐輪場	一宮市昭和3丁目13番1
略	
一宮市萩原駅第1駐輪場	一宮市萩原町串作字流1129番2
一宮市萩原駅第2駐輪場	一宮市萩原町串作字流1129番2
略	
一宮市竈屋駐輪場	一宮市竈屋三丁目17番40
一宮市開明駐輪場	一宮市開明字栴井戸18番1
略	

一宮市玉ノ井駅第2駐輪場	一宮市木曾川町玉ノ井字新屋敷四ノ切57番1
略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市立学校施設使用条例の一部改正について

一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

学校の体育施設の使用料を口座振替により納付することができるようにするため、本案を提出する。

一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用料) 第4条 略 2 使用料は、使用許可の際納付しなければならない。	(使用料) 第4条 略 2 使用料は、使用許可の際納付しなければならない。 <u>ただし、口座振替により納付しようとする場合は、この限りでない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市立学校施設使用条例第4条第2項の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第95号

大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 大平島公園流域貯留施設築造工事
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事
(1) 流域貯留施設工事一式
(2) 流入施設工事一式
(3) 放流施設工事一式

- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額

当初金額(令和5年6月27日議決)	276,100,000円
第1回変更金額(令和5年12月21日議決)	298,366,200円
今回変更金額	339,783,400円

- 6 契約の相手方 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社

一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結について

次のとおり一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 一宮市民会館特定天井等改修工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目5番1号
- 3 工事概要 市民会館改修工事
 - (1) ホール天井改修工事一式
 - (2) 座席更新工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 588,500,000円
- 6 契約の相手方 一宮市西島町5丁目8番地
昭和土建株式会社

一宮市民会館特定天井等改修電気設備工事の請負契約の締結について

次のとおり一宮市民会館特定天井等改修電気設備工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 一宮市民会館特定天井等改修電気設備工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目5番1号
- 3 工事概要 市民会館改修電気設備工事
 - (1) 特定天井等改修に伴う電気設備工事一式
 - (2) 受変電設備工事一式
 - (3) 照明LED化工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 225,170,000円
- 6 契約の相手方 一宮市大宮3丁目5番25号
奥村電機株式会社

平島公園野球場スコアボード改修電気設備工事の請負契約の締結について

次のとおり平島公園野球場スコアボード改修電気設備工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 平島公園野球場スコアボード改修電気設備工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市羽衣2丁目5番3号
- 3 工事概要 スコアボード改修電気設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 219,890,000円
- 6 契約の相手方 一宮市本町2丁目2番11号
日本エコシステム株式会社

小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について

次のとおり消防団において使用する小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 小型動力ポンプ付積載車(B2級)
- 2 台 数 3台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 49,495,800円
- 5 契約の相手方 一宮市時之島字中屋敷29番地
株式会社三陽商会

和解及び損害賠償の額の決定について

子育て支援課職員による交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和6年7月2日、子育て支援課職員が公用車を運転していたところ、信号待ちをしていた際にブレーキ操作を誤り、前方で停止していた本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)の所有する車両の後方に接触し、双方が損傷した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として536,851円を、令和7年1月31日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

536,851円

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和5年3月13日、運転者(個人)が、一宮市道0210号線を本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)の所有する車両で走行中、陥没による道路上の舗装の穴(幅35センチメートル、長さ35センチメートル、深さ5センチメートル)にアスファルト片がはまっており、当該車両がその穴の上を通過した際、当該アスファルト片がはね上がり、その衝撃により、当該車両下部アンダーカバー等が破損した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として、1,646,778円を支払う。なお、当該損害賠償金額のうち50,000円は相手方に対して、残額の1,596,778円は相手方が加入する保険会社に対して、示談成立後1か月以内に、相手方及び相手方が加入する保険会社がそれぞれ指定する口座に振り込む方法によりそれぞれ支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

1,646,778円

ツインアーチ138の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおりツインアーチ138の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
ツインアーチ138	一宮市光明寺字浦崎21番地3

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人公園財団

(2) 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目47番12号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について

令和5年度決算における愛知県一宮市水道事業会計未処分利益剰余金166,130,864円のうち57,000,000円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について

令和5年度決算における愛知県一宮市下水道事業会計未処分利益剰余金270,776,949円のうち169,000,000円を資本金に組み入りたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

承認第3号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和6年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和6年10月9日専決)

令和6年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和6年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,395,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 県	支出金	10,602,989	163,280	10,766,269
	3 県 委託金	718,955	163,280	882,235
	歳入合計	138,232,398	163,280	138,395,678

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総	務 費	11,278,353	163,280	11,441,633
	4 選 挙 費	69,514	163,280	232,794
歳 出 合 計		138,232,398	163,280	138,395,678

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 県	支出金	10,602,989	163,280	10,766,269
歳入合計		138,232,398	163,280	138,395,678

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	千円 11,278,353	千円 163,280	千円 11,441,633
歳 出 合 計	138,232,398	163,280	138,395,678

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国県支出金	市債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
163,280				
163,280				

2 歳 入

1 6 款 県支出金

163,280千円

3 項 県委託金

163,280千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県委託金	千円 600,649	千円 163,280	千円 763,929
計	718,955	163,280	882,235

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
3 選挙費委託金	千円 163,280 * 20	○衆議院議員総選挙及び最高裁国民審査委託金	千円 163,280

16款 県支出金

3 歳 出

2 款 総務費

163,280千円

4 項 選挙費

163,280千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 衆議院議員 総選挙及び 最高裁国民 審査費	0	163,280	163,280	163,280			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 11,657	○投・開票管理者報酬	千円 2,589
	* 0	○投・開票立会人報酬	6,322
		○会計年度任用職員報酬	2,746
3 職員手当等	50,641	○時間外勤務手当	47,585
	* 0	○休日勤務手当	743
		○管理職員特別勤務手当	1,622
		○会計年度任用職員期末手当	606
		○会計年度任用職員勤勉手当	85
4 共済費	9	○会計年度任用職員社会保険料負担金	9
	* 0		
7 報償費	890	○投・開票事務報償費	21
	* 0	○ポスター掲示場借用等謝礼	869
8 旅費	44	○普通旅費	3
	* 0	○会計年度任用職員通勤費	41
10 需用費	15,785	○消耗品費	13,537
	* 0	○飲食料費	618
		○印刷製本費	880
		○器具修繕料	750
11 役務費	35,194	○通信運搬費	29,661
	* 0	○手数料	5,533
12 委託料	39,727	○ポスター掲示場設置等委託料	9,388
	* 0	○選挙のお知らせ作成等業務委託料	3,679
		○選挙公報等配布委託料	17,328
		○期日前投票受付等業務委託料	7,154
		○選挙資材運送委託料	2,178

2 款 総務費

2款 総務費
4項 選挙費

163,280千円

163,280千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	69,514	163,280	232,794	163,280			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	千円		千円
	3,805	○駐車料	104
	* 0	○器具賃借料	2,099
		○電子複写機使用料	340
		○個人演説会等施設使用料	385
		○投票所使用料	390
		○開票所使用料	399
		○速報集計システム利用料	88
17 備品購入費	5,528	○図書購入費	28
	* 0	○選挙用備品購入費	5,500

2 款 総務費

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,021) 2,586	2,405,312	9,188,497	7,764,633	19,358,442	3,360,433	22,718,875	
補 正 前	(1,020) 2,586	2,402,566	9,188,497	7,713,992	19,305,055	3,360,424	22,665,479	
比 較	(1) 0	2,746	0	50,641	53,387	9	53,396	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	236,318	584,398	2,470,961	2,016,043	223,308	573,574	189,312
	補 正 前	236,318	584,398	2,470,355	2,015,958	223,308	525,989	189,312	30,863
	比 較	0	0	606	85	0	47,585	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	143,367	41,966	151,290	1,099,833	2,296	1,104	0
	補 正 前	0	142,624	41,966	151,290	1,099,833	674	1,104	0
	比 較	0	743	0	0	0	1,622	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(36) 2,586	-	9,188,497	7,116,962	16,305,459	3,006,504	19,311,963	
補 正 前	(36) 2,586	-	9,188,497	7,067,012	16,255,509	3,006,504	19,262,013	
比 較	(0) 0	-	0	49,950	49,950	0	49,950	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	236,318	584,398	2,114,223	1,725,110	223,308	573,574	189,312	30,863
	補 正 前	236,318	584,398	2,114,223	1,725,110	223,308	525,989	189,312	30,863
	比 較	0	0	0	0	0	47,585	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	143,367	41,966	151,290	1,099,833	2,296	1,104	0
	補 正 前	0	142,624	41,966	151,290	1,099,833	674	1,104	0
	比 較	0	743	0	0	0	1,622	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(985) 0	2,405,312	0	647,671	3,052,983	353,929	3,406,912	
補 正 前	(984) 0	2,402,566	0	646,980	3,049,546	353,920	3,403,466	
比 較	(1) 0	2,746	0	691	3,437	9	3,446	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	-	0	356,738	290,933	-	0	0	0
	補 正 前	-	0	356,132	290,848	-	0	0	0
	比 較	-	0	606	85	-	0	0	0
区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付 職員業績 手当 (千円)	
補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-	
補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-	
比 較	0	0	0	-	0	-	-	-	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考			
給 料	0	1	給与改正に伴う増減分	0		給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期		
		2	昇給に伴う増加分	0				
		3	その他の増減分	0				
職 員 手 当	50,641	1	制度改正に伴う増減分	0				
		2	その他の増減分	ア	会計年度任用職員以外の職員	49,950	○時間外勤務手当 47,585,000円 ○休日勤務手当 743,000円 ○管理職員特別勤務手当 1,622,000円	
				イ	会計年度任用職員	691	○期末手当 606,000円 ○勤勉手当 85,000円	

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項、第2項第1号及び第4項の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年12月2日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 6.9.13	令和 6.7.3	交通事故	なし	学校教育課
令和 6.9.20	令和 6.7.22	交通事故	なし	環境保全課

2 第2項第1号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 6.9.6	令和 6.5.29	交通事故	254,276円	160,930円	道路課
令和 6.9.25	令和 6.2.14	自転車転倒事故	37,536円	37,536円	公園緑地課
令和 6.10.2	令和 6.7.24	交通事故	22,000円	22,000円	健康支援課

3 第4項関係(市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起)

専決処分 年月日	訴えの提起 年月日	事件名	概要
令和 6.9.27	令和 6.10.1	名古屋地方裁判所一宮支部令和6年(ワ)第399号 市営住宅明渡し等請求事件	市営住宅の不法入居者に対して市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起